
プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**
項目 **第 247 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 247 回金融商品専門委員会（2025 年 12 月 17 日開催）において、「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、これまでの経緯及び今後の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 資料(2)第 19 項(1)及び(2)に記載された事務局の提案に同意する。資金調達観点では証券と貸付金は経済実態が同じであり、金融商品に関する会計基準第 9 項(注 4)の「証券」について貸付金が類推適用されるか、金融商品実務指針第 40 項の「証券等」に貸付金が含まれるかについて、解釈に差異が生じている状況は望ましくなく、会計基準上の取扱いの明確化が必要であると考えます。
3. 資料(2)第 19 項(1)及び(2)に記載された事務局の提案に賛成する。貸付金と証券は法的形式や流通性に違いがあるものの、当初から移転を予定していることを勘案すると、金融商品の構成要素であるキャッシュ・フロー及びリスクという経済実態の観点からは実質的な違いがないため、貸付金を証券と同様に取り扱うことを妨げる積極的な理由はないと考える。法的形式よりも経済実態を重視する取扱いは、金融商品の信用減損の公開草案における貸付金代替性私募債の取扱いとも整合性があると考えます。
4. 資料(2)第 19 項(1)及び(2)に記載された事務局の提案に賛成する。その上で、テーマ提言書においては信託勘定を用いたものが例示されているが、本プロジェクトの本旨は「証券等」に貸付金を含めるか否かであり、信託勘定について議論をするのであれば金融商品の分類及び測定に関する議論において行うという理解でよいか確認したい。個人的には、本プロジェクトにおいて信託勘定について深掘りする必要はないと考えている。
5. 今後、信託受益権の優先劣後関係について検討する予定であるか確認したい。

以 上